



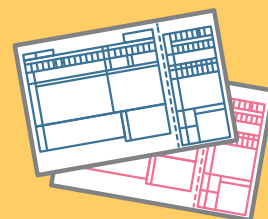
市税の取扱窓口の変更 に関するお知らせ

京都市では、令和元年10月、令和2年1月及び4月に税務組織を段階的に見直します。これに伴い、市税の取扱窓口が変更となりますので、お知らせします。

令和元年
10月15日(火)

納税相談業務は、市役所分庁舎で行います！

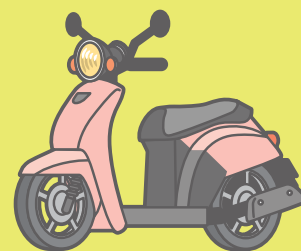
- ☆ 区役所・支所内の税務センターで取り扱っている納税相談業務の窓口を市役所分庁舎内の「市税事務所納税室」に集約します。
- ☆ 令和2年3月末までは、区役所・支所内に税務窓口を設け、一部の業務を取り扱います。納税相談業務は行いませんので、市役所分庁舎の市税事務所納税室へお願いします。



令和2年1月6日(月)

原付バイクの税申告(ナンバープレート交付)などの軽自動車税業務は、新たに開設する「軽自動車税事務所」で行います！

- ☆ 「軽自動車税事務所」を新たに開設し、区役所・支所内で取り扱っている原付バイク等のナンバープレート交付、減免申請の受付、車検用納税証明の発行などの軽自動車税業務の窓口を集約します。
- ☆ 中京区烏丸御池の同事務所分室(井門明治安田生命ビル5階)においても、引き続き、軽自動車税業務を行います。
- ☆ 区役所・支所内の税務窓口においては、令和2年3月末まで、原付等の廃車の受付等を行います。ナンバープレート交付の受付等は行いません。



住宅用家屋証明の発行等の窓口が変更になります！

- ☆ 区役所・支所内で取り扱っている住宅用家屋証明の発行業務等について、中京区烏丸御池の市税事務所納税室(井門明治安田生命ビル5階)に集約します。
- ☆ 区役所・支所内の税務窓口での取扱いは、令和元年12月末で終了します。

令和2年4月

区役所・支所内の税務窓口はなくなりますが、納税通知書発送時などには、臨時窓口を開設します！

- ☆ 区役所・支所内の税務窓口はなくなりますが、市税の納税通知書の発送時期や、個人市民税の申告時期には、区役所・支所内に臨時窓口を開設します。
※詳しい開設日については、納税通知書やチラシ等でお知らせします。



税務組織の見直し、市税の取扱窓口の変更に関するお問い合わせ

京都市行財政局税務部税制課

電話：075-213-5200 FAX：075-213-5220
開庁時間 土・日・祝・年末年始を除く 午前8時45分から午後5時30分まで
〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1井門明治安田生命ビル6階



京都市印刷物 第316037号
令和元年(2019)年9月15日
発行：京都市行財政局税務部税制課